

久留米広域合併協議会(第7回)議案等

《報告事項》

報告第12号 第6回協議会以降の協議会活動について P 1 ~ 3

《議案》

第13号議案 合併の期日について P 4、5

協議 新市建設計画(序論~本論第2章第4節)について P 6~39

協議 合併の方式について (第5回協議会議案等 P 8~12)
(第6回協議会議案等 P 46~51)

協議 新市の名称について (第5回協議会議案等 P 16~18)

協議 新市の事務所の位置について (第5回協議会議案等 P 19~21)

協議 地域審議会の取扱いについて (第6回協議会議案等 P 23~29)

協議 町名・字名の取扱いについて (第6回協議会議案等 P 30~45)

報告第 1 2 号

第 6 回協議会以降の協議会活動について

第 6 回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成 1 5 年 8 月 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第6回協議会以降の協議会活動について

《小委員会活動》

- 7月 8日 「議員の定数及び任期に関する小委員会」第1回会議
正副委員長の互選、会議の運営など
- 7月28日 「議員の定数及び任期に関する小委員会」第2回会議
各議会の現況等説明など

《会議》

- 7月24日 合併協議会幹事会（第7回） 合併協定項目の第7回提出資料（案）
協議会（第7回）開催要領（案）など

《専門部会、分科会活動》前回報告以降分

1市4町の職員により分科会、WGにおける各事務事業の調整方針案が協議されました。分科会レベルにおける調整案が整理された後、部会において、調整・承認が行われているところです。

今後、この事務事業調整方針案を元に、協定項目ごとの調整内容（案）の作成を行ってまいります。

- 7月 1日 契約分科会、水道ガス分科会、選挙WG、財産管理WG、国民健康保険料（税）システムWG
- 7月 2日 し尿WG
- 7月 3日 社会体育分科会、広報WG、広聴WG、総務WG、国際WG、シルバー人材センターWG
- 7月 4日 電算調整会議、社会福祉分科会、保健医療分科会、農業委員会分科会、学校教育分科会、住宅WG、汎用機共通システムWG、児童保育システムWG、公営住宅システムWG
- 7月 7日 児童福祉分科会、高齢者福祉分科会、交通安全WG、人事給与システムWG
- 7月 8日 環境衛生分科会、清掃分科会、人権・同和分科会、軽自動車税システムWG、国民健康保険料（税）システムWG、選挙WG
- 7月 9日 戸籍・住民分科会、水道ガス分科会、住基システムWG、固定資産税システムWG、障害者支援システムWG
- 7月10日 消防防災分科会、農家台帳システムWG
- 7月11日 農林水産業分科会、財政調整WG、財務会計WG、公費医療システムWG
- 7月14日 下水道分科会、選挙・監査・公平分科会、介護保険システムWG、固定資産システムWG
- 7月15日 都市計画分科会、都市整備分科会、水道ガス分科会、国民健康保険料（税）システムWG
- 7月16日 総合調整部会、土木分科会、障害者支援システムWG、児童保育システムWG

- 7月17日 公営住宅システムWG
- 7月18日 企画調整会議、財務会計WG、児童手当システムWG
- 7月22日 保健福祉部会、国民健康保険料（税）システムWG、農家台帳システムWG、固定資産税システムWG
- 7月23日 都市産業部会、農業委員会分科会、公営住宅システムWG、国民年金システムWG
軽自動車税システムWG
- 7月24日 総務部会、生活環境部会、住基システムWG

第13号議案

合併の期日について

合併の期日について、別紙のとおり承認を求める。

平成15年 8月 2日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	2	協定項目名	合併の期日
調 整 内 容			
<p>合併の期日は、平成17年2月5日とする。</p>			

協 議

新市建設計画(序論～本論第2章第4節)について

新市建設計画(序論～本論第2章第4節)について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年 8月 2日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

別 紙

新市建設計画

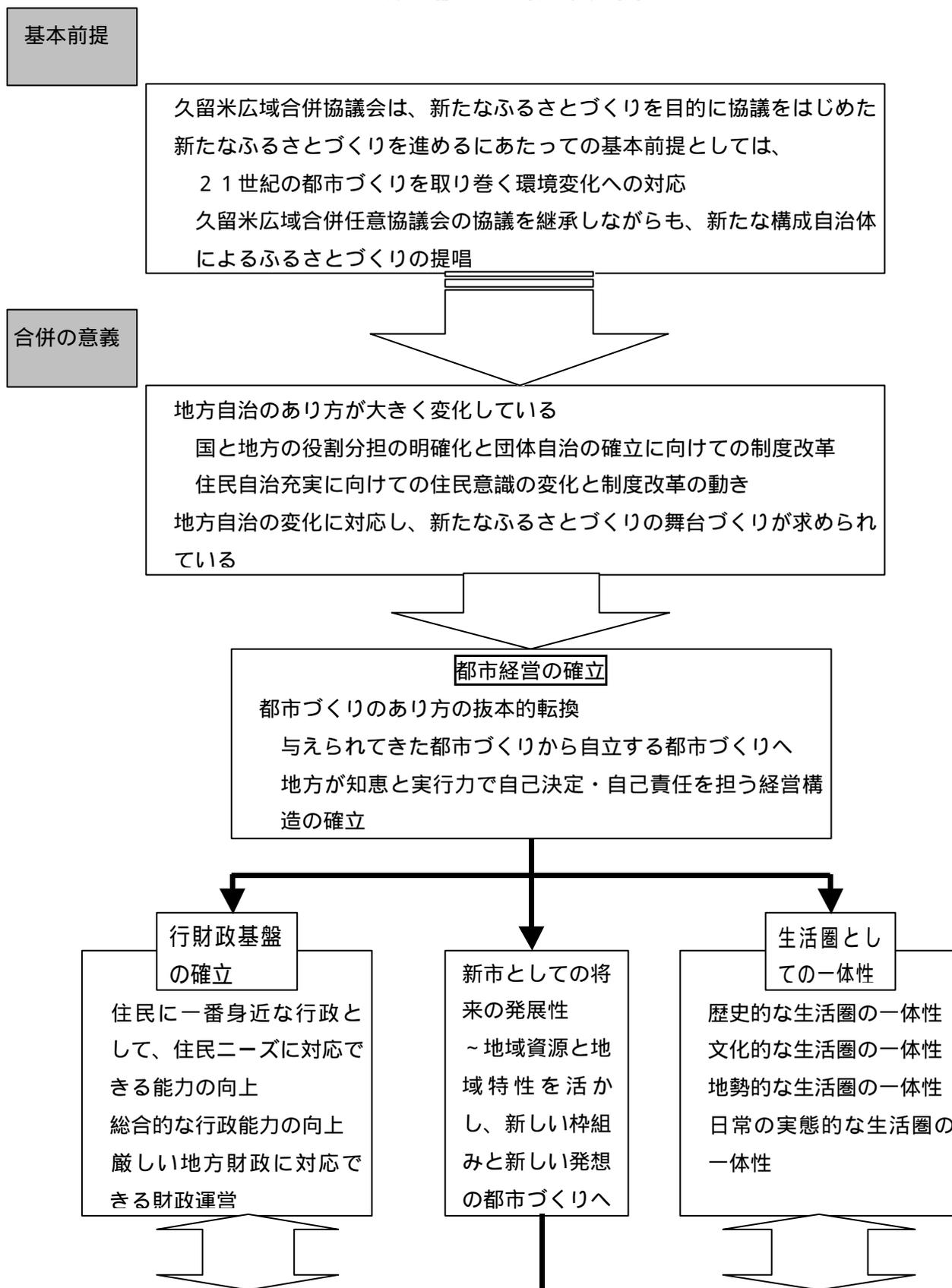
久留米広域合併協議会

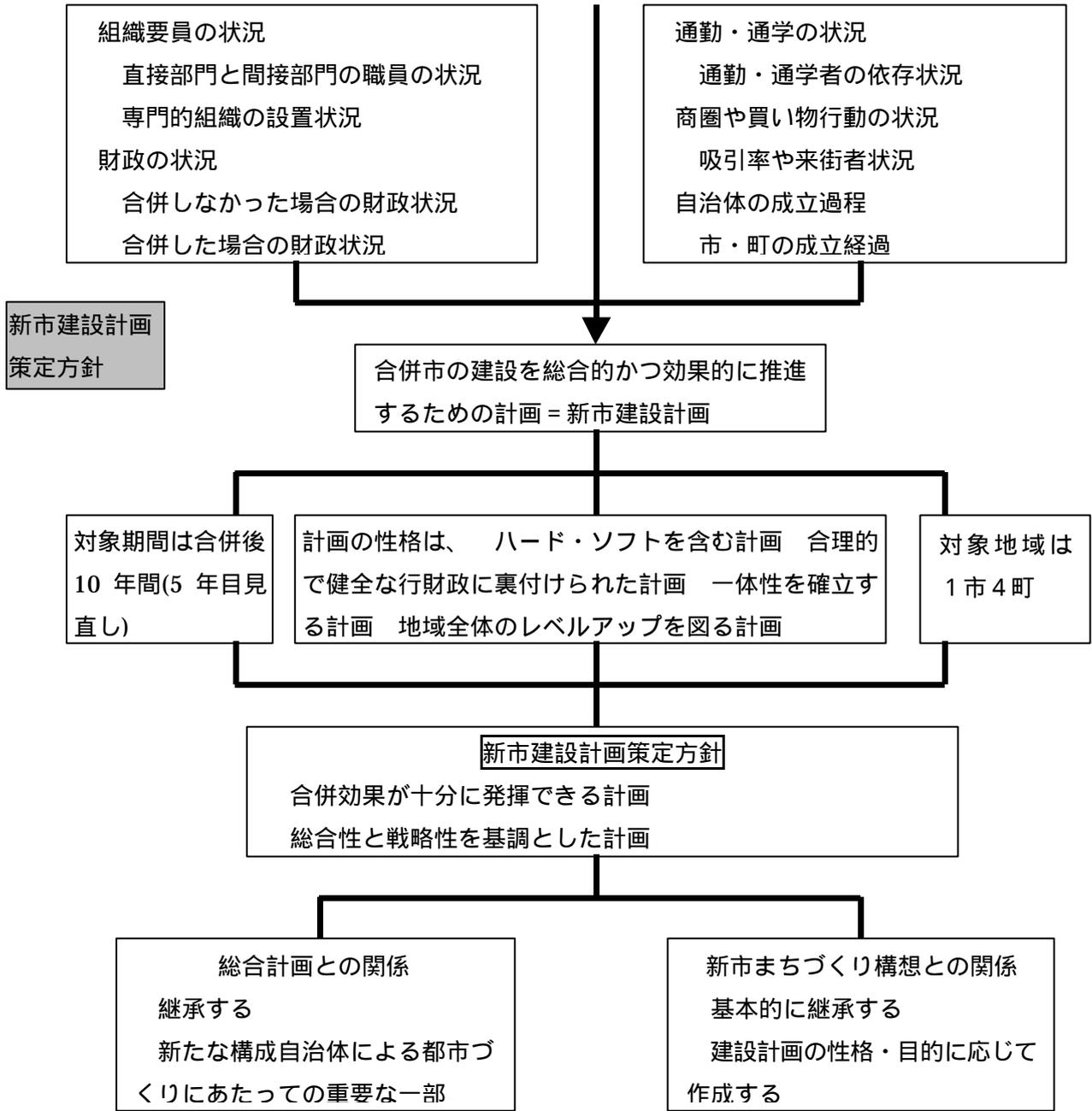
目 次

序 論	9
はじめに	1 2
第 1 章 新市としての合併の意義	1 3
第 1 節 都市経営の確立	1 3
第 2 節 行財政基盤の確立	1 4
第 3 節 生活圏としての一体性	1 7
第 4 節 新市としての将来発展性	2 1
第 2 章 新市建設計画の策定方針	2 2
第 1 節 策定の趣旨	2 2
第 2 節 新市建設計画の対象など	2 2
第 3 節 新市建設計画策定方針	2 3
第 4 節 総合計画との関係	2 4
第 5 節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係	2 4
本 論	2 6
第 1 章 新市の概要	2 8
第 1 節 新市の地勢	2 8
第 2 節 新市の人口	2 8
第 3 節 新市の産業構造	3 0
第 2 章 新市建設の基本方針	3 1
第 1 節 新市建設の基本理念	3 1
第 2 節 新市の目ざす都市像	3 3
第 3 節 新市の行財政経営の整備	3 7
第 4 節 土地利用の基本方針	3 8
第 5 節 地区整備の基本方針	
第 3 章 新市の施策方針	
第 1 節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策	
第 2 節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策	
第 3 節 1 次 2 次 3 次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策	
第 4 節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策	
第 5 節 新市の行財政経営の整備を図る施策	
第 4 章 新市における福岡県事業の推進	
第 5 章 公共的施設の適正配置と整備	
第 6 章 財政計画	
結 論	

序 論

序論の概要図





はじめに

久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞郡三潞町をエリアとする久留米広域地域は、真に豊かさが実感できる暮らしを実現するために、将来を展望するとき、これまでの歴史と伝統を尊重しながらも、21世紀の新たなふるさとづくりの必要性を共有し、平成15年1月10日に久留米広域合併協議会を結成して、具体的な都市づくりについて議論を進めることとしました。

20世紀の我が国は、欧米先進諸国へのキャッチアップ(1)を目標に邁進してきました。その結果、経済大国と称される経済発展を遂げることができましたが、社会経済の発展とともに、その発展を支えてきた制度や価値観との間に乖離が生じました。経済の成熟化や都市社会の定着は、これまでの右肩上がりの成長を前提とした経済中心の社会から、心豊かな暮らしに象徴される質を視点としたライフスタイル(2)へ構造転換をもたらしました。モノからココロへ、量から質へと転換が求められる中で、我が国では、制度疲労化した社会経済構造を変革し、21世紀の社会に適合した新たな制度構築に向けて、社会・経済の両面にわたって構造改革に取り組まれています。その一環として、これまでの都市づくりの基盤をなしていた中央集権と画一的な規制は、地方分権と規制緩和による多様性へと大きく舵取りが変っています。これらの変化に的確に対応し、地域の個性を活かした自立した都市づくりを、自らの知恵と実行力により自律的に行うことが求められているのです。

久留米広域合併協議会は、平成14年7月に設置された久留米広域合併任意協議会(久留米市、八女市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町、八女郡上陽町、同郡広川町)において、新たな地方自治のカタチを踏まえて提唱された「新市まちづくり構想～21世紀のふるさと創り」を継承しながらも、久留米広域合併任意協議会を構成する各市町の、広域合併に対する住民意向や議会判断を踏まえて、1市4町による新たな構成自治体で広域合併に取り組むこととしました。そして、新市への取り組みの第一歩を踏み出すために、久留米広域の将来の視線上に目ざす都市を描き、その実現を図るための道すじを明らかにした建設計画を示し、新市としての一体化と均衡ある発展を久留米広域に暮らす住民に提案するものです。

私たちは、この提案が共感をもって支持され、その目ざす都市像が共有され、その実現に向かって共に活動できる日々が明日であることを確信して、新市建設計画の最初の言葉とします。

1 キャッチアップ：追いつくこと。

2 ライフスタイル：生活様式。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表わすような生き方。

第1章 新市としての合併の意義

現在、全国において市町村合併の取り組みが進められていますが、合併が取り組まれている一般的な意義について明らかにするとともに、1市4町による久留米広域合併協議会としての合併の意義について先ず明らかにします。市町村合併の意義を明らかにするにあたって、基本的に踏まえておくべきことは、地方自治のあり方が大きく変化しつつあるということです。

社会経済構造が大きく転換する中で、地方自治のあり方が、中央集権型から、国と地方の役割分担を明らかにし、地方のことは地方が決定し責任を負う、地方分権型へと転換しつつあります。地方自治は、団体自治と住民自治の2つの要素から成り立っていますが、それぞれに新たな仕組みへと転換が進められています。

団体自治とは、国から独立の法人格をもつ地方公共団体が、できるだけ国の干渉を受けないで独立的に地方行政を行う方法です。従来は、機関委任事務制度などに象徴されるように中央省庁の関与の下に行政が執行されましたが、いわゆる地方分権一括法の制定・施行により機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へと移行しました。今後さらに、地方交付税の見直し、補助金の削減、地方への税源移譲の三位一体の改革が進められ、自立的な地方税財政の確立が図られるものと期待されます。

一方の住民自治ですが、その地方の住民の意思と責任にもとづいて処理するという考え方です。制度的に団体自治が整備される中で、自己決定・自己責任の原則の下に、住民の社会活動への参加意識が高まり、NPO活動（注1）やボランティア活動が活発になっています。またコミュニティ活動（注2）への期待が高まり、住民自らの地域社会づくりへの取り組みの基盤となる仕組みとして、地方自治の新たな制度化が検討されています。

このように地方自治にあって、団体自治と住民自治の両面にわたり、21世紀にふさわしい自治制度を目ざし、構造改革が進められています。地方自治制度が整備されつつある中で、私たちは、これまでの歴史を大切にしながらも、1市4町による久留米広域が合併する意義は、時代にふさわしい故郷を目ざして、新たな都市づくりへと大きな一歩を踏み出すことにあります。

注1 NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

注2 コミュニティ：共同体、共同生活体、地域社会のこと。

第1節 都市経営の確立

新たな都市づくりにあたって基本に据える必要があるのは、都市づくりのあり方を抜本的に転換することです。これまでの与えられてきた都市づくりから、自立する都市づくりへと転換する必要があります。そのためには、これまでの中央で集めてきた税金を地方が分配するという構造から脱却し、地方が地方の知恵と実行力で決定し責任を負う

経営構造を確立する必要があります。

都市経営とは、都市の顕在的・潜在的な資源を充分認識し、広い視野と長期的な視点の下に将来を見据えながら、地域の未来を描き、その未来に投資することです。そして、未来への投資にあたっては、現在ある予算を漫然と配分するのではなく、知恵と工夫を凝らしながら財源を生み出し、地域発展性を見極めて投資することが重要です。

特に、地方の借金が約136兆円という未曾有の状況にあるとともに、地方交付税制度の実質的な破綻や国庫補助金・負担金の削減など、地方財政が今後ますます厳しくなる時代にあっては、依存財政から脱却し自立的な財政力を強化することが求められています。一方、今後は、構造改革特区等に現れているように、個性ある地域の発展、知恵と工夫の競争による活性化を重視する方向へと、地方のあり方が転換しているなかで、何を使って、何に投資するか、そしてその投資がどのような成果をあげるのか、都市全体をトータルとして経営する都市経営が求められています。そして合併は、都市経営を確立し、自立する都市を実現するものです。

久留米広域合併は、この合併の基本的意義である都市経営を確立することを目的とするものです。そのために、最初に久留米広域合併の現状を踏まえながら、行財政基盤の確立と一体的な都市づくりの意義を明らかにします。

第2節 行財政基盤の確立

地方分権の進展は、住民に一番身近な総合的行政主体である市町村が、次の3つの視点から、その行財政基盤を確立することを必須のものとししました。

第1に、住民に一番身近な行政として、住民の行政ニーズに的確にこたえていく必要があるということです。社会が発展し変化する中で、住民の価値観や課題は多様化し、行政ニーズもますます増加・多様化しています。また、少子・高齢化がますます進み、人口減少時代を間近に迎え、暮らしに必要な行政ニーズに対して、一人ひとりの暮らしの実態を踏まえて対応することが求められる時代です。さらに、人々の暮らしを支えてきた地域社会の重要性がますます高まる時代でもあります。これらの社会状況の中で、地域住民の実態に基づく行政ニーズを十分に把握し、そのニーズを政策に的確に反映し実行することが必要です。そのためには、必要な情報を収集できる能力や、住民ニーズを政策化する能力など、行政の自治能力の向上が求められています。

第2に、総合的な行政能力の充実が必要であるということです。社会情勢の変化に対応し、環境、教育、福祉などの身近な分野で新たな課題が次々に発生しています。これらの新たな課題に対する、迅速な解決が求められています。また、これらの行政課題の解決にあたっては、一面的な対応ではなく、住民の視点から総合的に対応することが求められています。このためには、質の高い専門的サービスや、総合的な対応ができる人材や組織能力の整備・充実が必要です。

第3に、成熟型経済下の地方財政にあっては、これまでの右肩上がりの成長を前提に

していた財政運営から脱却し、持続的な経済社会を前提にした財政運営が求められています。特に、近年の厳しい地方財政にあっては、政策選択を的確に行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげる財政運営の原点に立脚した、効率的な財政運営の徹底を図ることが必要です。そのためには、将来の財政需要を展望し、規模の適正化やスケールメリット(規模の利益)を活かす行財政運営が必要です。

これらの基本的な考えの下に、久留米広域の現状を検証・分析すると、次のことが明らかになります。

組織や要員の状況

1市4町の総職員数並びに間接部門(総務、財政、企画部門)と直接部門(間接部門以外の部門)に従事する職員数の構成は、平成15年4月1日現在で、次の表のとおりです。

各構成自治体の職員状況(間接部門と直接部門) (単位:人、%)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三漕町	合計
総職員数(A)		1,878	162	119	99	115	2,373
間接 部門	職員数(B)	115	15	20	16	18	184
	同割合(B/A)	6.1	9.3	16.8	16.2	15.7	7.8
直接 部門	職員数(C)	1,763	147	99	83	97	2,189
	同割合(C/A)	93.9	90.7	83.2	83.8	84.3	92.2

(出典:平成15年地方公共団体定員管理調査)

次に、これからの都市づくりにあたって、充実が必要となる福祉関係の職員数の推移を見てみると、次の表のとおりです。

各構成自治体の福祉関係職員の状況 (単位:人、%)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三漕町	合計
総職員数(A)		1,878	162	119	99	115	2,373
福祉 関係 職員 数	H10.4.1	246	56	20	12	21	355
	H12.4.1	261	57	20	12	24	374
	H14.4.1	251	57	25	11	23	367
	H15.4.1(B)	248	53	25	15	22	363
	割合(B/A)	13.2	32.7	21.0	15.2	19.1	15.3

(出典:平成15年地方公共団体定員管理調査)

最後に、これからますます専門化する課題を担う組織化が必要となりますが、専門的な事務を取り扱う組織として、都市計画、国際化、情報化、男女平等政策を対象に、その従事する職員数を見ると、1市4町の平成15年4月1日現在の職員配置状況は次の表のとおりです。

各構成自治体の専門的組織の職員状況

(単位：人)

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	合計
都市計画専任職員数	7	0	2	0	2	11
国際化専任職員数	1	0	0	0	0	1
情報化専任職員数	4	0	0	0	0	4
男女平等政策専任職員数	2	0	0	0	0	2

(出典：各市町人事所管課調査)

〔組織・要員状況と合併の関係〕

1市4町の組織や職員数は、各自治体の行政事務の内容や具体的な行政手法によって異なってくるものですが、一般的に規模の利益の結果、総職員数に占める間接部門従事者の割合が低下することがあげられます。総職員数が多い自治体ほど間接部門の割合が低くなっており、そのことが裏付けられています。合併にあたっての一般的な効果として、管理部門の要員の効率化を図ることにより、住民サービスの直接提供部門を充実することができるといわれています。仮に、合併による管理部門の要員効率化を久留米市の割合を基準にして推算すると、40人の職員を間接部門から直接部門へ転換することができます。

また、福祉関係の職員数の状況ですが、取り扱う福祉関係業務の多寡や業務方法によって異なってきますが、福祉事務所の設置を義務付けられている市は、総職員に占める福祉関係職員の割合は低いものの、従事する職員数は圧倒的に多い状況です。今後、福祉関係業務については、様々な制度改正や新たな取り組みが想定されますが、一定規模の従事職員を確保することによる、機動的で柔軟な対応を可能とする職員体制が求められます。

専門的な組織設置の状況は、都市計画については昭和36年に久留米市は設置し、続いて平成6年に北野町、同10年に三潴町が設置しています。また、男女平等政策についての組織は昭和62年に、国際化及び情報化については平成9年に久留米市が設置しています。新たな行政課題、都市課題に対応するためには、一定の職員規模を有し、新たな行政課題を担う組織を設置できる状況にあることが必要です。

このように、これからの都市づくりにあたっては、将来の動向や発展性を充分に見極めながら、的確かつ迅速に対応することが求められています。久留米広域合併の意義は、それらの要請に対応し、組織体制の整備を実現するためのものです。

財政の状況

財政の状況については、現在財政調整会議において、平成14年度決算に基づき、財政推計の作業を進めている所です。この作業の結果を踏まえて、財政状況について記述することとしています。

〔財政の状況における記述項目〕

- 1．地方財政を巡る全国的な動向及び地方財政への具体的な影響
- 2．経常収支比率や財政力指数などの財政指標を踏まえた1市4町の財政現況
- 3．地方財政の今後の見通しを踏まえた1市4町の将来財政見通し
- 4．合併をしなかった場合の長期財政推計
 - 1) 長期財政推計の方法
 - 2) 推計の結果と合併を踏まえた分析

第3節 生活圏としての一体性

1市4町が属する筑後地域は、古来の律令国家における筑後の国に端を發し、一体的に發展してきたところです。また、近世においても有馬家久留米藩としての歴史が積み重ねられ、近代における三潁県へと移行してきた地域です。その後、福岡県に併合され、市制、町村制の施行とともに、それぞれ久留米市、浮羽郡、三井郡、三潁郡として、行政体制が変遷してきました。現在の久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潁町は、それぞれに明治の大合併や昭和の大合併などの時期に、合併を重ね今日の行政区域となっていますが、もともとは古くからの歴史を一にする地域です。それらの歴史は、現在における民俗行事や生活文化に色濃く残されています。

また、本地域は筑後川の水を農業用水として利用するとともに、大量の物産運搬に活用された舟運など、本地域を貫流する筑後川に大きく依存してきました。これらの筑後川の豊富な水と平坦な地勢、温暖な気候に恵まれた地域は、古くは有馬藩の時代から農業の中心地域として發展してきた地域でもあり、歴史文化を含め生活文化の面においても一体的な地域といえます。

更に、本地域は、古くからの交通の要衝であり、九州を南北に貫く鹿児島本線や、東西に走る久大本線等の鉄道網が發達するとともに、西鉄電車の天神大牟田線や甘木線など私鉄電車網も整備されています。また、道路網についても、九州高速道路の縦横断のクロスポイント近辺に位置するとともに、久留米インターチェンジなど高速道路ネットワークの一つとして位置づけられる等、交通網の面からも一体的な地域です。

一方、現在の住民や事業者の活動は、交通手段の發達と經濟成長により広域化しています。經濟活動に最も顯著に現れているように、国の枠を超えたグローバル化が進んでいます。しかしながら、各自治体の行政区域は約半世紀にわたって、ほとんど変化していません。広域化に対応した行政ニーズを満たす仕組みとして、一部事務組合や広域連合、広域定住圏などの広域行政制度を活用してきました。

現在、1市4町において展開している広域事業をみると、上水道事業、斎場事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、介護保険事業、養護老人ホーム事業、救急・消防事業、高等学校事業、河川維持管理事業、自治会館管理運営事業等多くの行政分野にわたって、それぞれの事業経緯に応じた構成団体により広域行政を進めています。

これからますます広域化する住民活動や事業者活動に的確に対応するとともに、スケールメリットの活用等による経営の効率化が必要です。また、厳しい財政状況への対応やダイオキシン規制などに対応する技術的な対応などから、一定の事業規模を必要とする事業が増加していることも、自治体の行政区域の広域化を求めています。

これらの基本的な考えの下に、久留米広域の現状を検証・分析すると、次のことが明らかになります。

通勤通学依存率からの分析

生活圏の一体的な状況を把握するために、1市4町に常住する通勤通学者の状況を、平成12年の国勢調査をもとに調査し一覧表にすると、次の表のとおりになります。

常住地による従業・通学市町及び従業地・通学地による常住市町（15歳以上）

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	合計
人口 A(人)	236,543	21,532	17,404	13,946	15,459	304,884
当地に常住する就業通学者 B(人)	129,122	12,212	9,830	7,581	8,769	167,514
B / A (%)	54.6	56.7	56.5	54.4	56.7	54.9
Bの内自市町での就業通学者 C(人)	95,496	7,206	3,405	2,993	3,084	112,184
C / B (%)	74.0	59.0	34.6	39.5	35.2	67.0
Bの内他市町での就業通学者 D(人)	33,626	5,006	6,425	4,588	5,685	55,330
D / B (%)	26.0	41.0	65.4	60.5	64.8	33.0
Bの内当地以外の合併市町での就業通学者 E(人)	2,560	1,684	2,802	1,552	2,537	11,135
E / D (%)	7.6	33.6	43.6	33.8	44.6	20.1
当地を含む合併市町での就業通学者 (C + E) (人) F	98,056	8,890	6,207	4,545	5,621	123,319
F / B (%)	75.9	72.8	63.1	60.0	64.1	73.6

(資料：平成12年国勢調査)

同じ調査に基づき1市4町の通勤通学者を、合併する市町間の依存状況として一覧表にすると、次のとおりになります。

合併市町間の通勤通学依存率

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潴町	合計
久留米市		885	842	270	563	2,560
		0.7	0.7	0.2	0.4	2.0
田主丸町	1,591		93	0	0	1,684
	13.0		0.8	0.0	0.0	13.8
北野町	2,621	169		0	12	2,802
	26.7	1.7		0.0	0.1	28.5
城島町	1,314	0	0		238	1,552

	17.3	0.0	0.0		3.1	20.5
三漕町	2,260	0	18	259		2,537
	25.8	0.0	0.2	3.0		28.9

(上段：通勤通学者数、下段：当地に常駐する通勤通学者に占める割合)

〔通勤通学依存率と合併の関係〕

1市4町の自治体間の相互活動圏の状況を、平成12年国勢調査の結果をもとに見てみると、1市4町の常住の通勤・通学者で、相互の地域内へ通勤通学している人の割合は、20%となり、公共交通網をはじめとする交通網の整備状況や歴史的な生活圏域の一体性を反映して、相互の日常活動の結びつきが強いことが分かります。

また、北野町、城島町、三漕町の3町については、住民の6割以上の人が他市町村へ通勤通学をしている状況ですが、その内の北野町の43.6%、城島町の33.8%、三漕町の44.6%が1市4町内の他の市町へ通勤通学しています。

個別的な1市4町間の通勤通学状況を調査してみると、北野町の26.7%、三漕町の25.8%が久留米市に通勤通学しているなど、相互の結びつきが強いことがわかります。

これらが明示している生活圏域としての強い一体性は、行政サービスをはじめとする各種の公的サービスを、生活圏域と合わせ一体的に提供することによって、サービスの経済性・効果性を高めると考えられます。久留米広域合併の意義は、それらを具体的に実現するものです。

商圈や買い物行動等からの分析

日常的な一体感の状況を把握する一つとして、買い物の行動を見てみる方法があります。1市4町すべてを対象にする調査ではありませんが、久留米市の商圈調査報告書によると、次のとおりとなります。

吸引率及び来街指数状況

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三漕町
吸引率	78.8%	20.1%	61.8%	62.0%	39.1%
来街指数	-	24.0%	40.2%	11.5%	29.7%

(出典：平成11年版久留米商圈調査報告書)

〔買い物行動等と合併の関係〕

久留米市の平成10年の消費者調査によると、「洋服」「呉服・反物」「靴・履物」「カバン・バッグ」の買い回り性の高い4品目を、久留米市内の店舗で購入する割合(吸引率)は、城島町が62%、北野町が61.8%、三漕町が39.1%と高い比率となっています。また、同年の来街指数を見ると、北野町の40.2%、三漕町の29.7%と同様に高い比率になっています。

この調査は久留米市だけの調査ですが、消費活動における1市4町の関係の一端を示

しています。現在の消費者の行動は、交通手段の発達や郊外型のショッピングセンターの立地などにより、大きく変化していることを基本としながらも、現在においてもこれだけ高い吸引率を示していることは、日常的な買い物行動等においても、一体感があることを示しています。

これらの日常的な活動における一体性に関しても、生活圏域の拡大に対応し1市4町の合併を実現する意義があります。

現在の自治体の成立経過

市・町の成立経過	
久留米市	明治22年 4月1日 市制施行により町村合併を行い久留米市が誕生
	大正6年10月1日 三潞郡鳥飼村が合併
	大正12年 8月1日 三井郡節原村が合併
	大正13年11月1日 三井郡国分町が合併
	昭和18年10月1日 三井郡御井町が合併
	昭和26年 4月1日 三井郡合川村、山川村、上津荒木村が合併
	昭和26年 6月1日 三井郡高良内村が合併
	昭和33年 9月1日 三井郡山本村、宮ノ陣村が合併
	昭和35年 7月1日 三井郡草野村が合併
	昭和42年 2月1日 三潞郡筑邦町が合併
昭和42年 4月1日 三井郡善導寺町が合併し、現在の久留米市になっています	
田主丸町	明治22年 4月1日 町制施行により田主丸村と豊城村の一部、常盤村の一部、殖木村の一部が合併し田主丸町が誕生
	昭和29年12月1日 田主丸町、水分村、筑陽村、水縄村、竹野村、船越村の一部が合併し現在の田主丸町になっています
北野町	明治34年 4月9日 町制施行により北野村より北野町が誕生
	昭和30年 3月1日 北野町、弓削村、大城村、金島村が合併し現在の北野町になっています
城島町	明治33年 4月1日 町制施行により城島村より城島町が誕生
	昭和30年 2月1日 城島町、青木村、江上村が合併し現在の城島町になっています。
三潞町	昭和30年7月20日 犬塚村と三潞村が合併し三潞町が誕生 (この時「三潞(みずま)」を「三潞(みづま)」に改正)
	昭和32年11月1日 筑後市との境界変更により、西牟田町の一部が三潞町に移り、現在の三潞町になっています。

〔市町の成立経過と合併の関係〕

久留米広域合併協議会の1市4町は、明治維新以降の市制町村制が施行された後、幾度かの合併を経験し現在に至っていますが、久留米市と周囲の町との関係は、久留米市が三井郡や三潯郡の旧町村との合併を重ねてきた経緯から見ても、歴史的に地域的な繋がりが深く一体感が強い地域であることが分かります。

第4節 新市としての将来発展性

1市4町は、これまで育んできた様々な人材、文化、産業等の地域資源があります。また、これからの環境と共生の時代に、新たな視点から活用される循環可能な自然資源などの地域資源も豊富です。1市4町は、これらの地域資源を活かしながら、それぞれの都市づくりを進めてきました。それらの異なった地域特性を活かし、新しい枠組みと新しい発想で都市づくりに取り組むことで、機能補完を図りながら将来発展性を高めることが久留米広域合併の重要な意義です。

第2章 新市建設計画の策定方針

第1節 策定の趣旨

久留米広域新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第3条に定める合併市町村の建設に関する基本的な計画であり、合併市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に作成するものです。その作成にあたっては、合併市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市の均衡ある発展に資するように適切に配慮されたものとしします。

第2節 新市建設計画の対象など

(1) 対象期間

新市建設計画が対象とする期間は、おおむね合併後10年間とします。なお、本計画の適切な実施を確保するために、本計画対象期間の中間年となる5年目に、これまでの計画の実施成果を評価し、必要に応じて見直すこととします。

(2) 対象地域

新市建設計画が対象とする地域は、久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潯町の行政区域とします。

(3) 計画の構成

新市建設計画は、序論、本論、結論により構成します。

序論では、新市建設計画の基本的な枠組みとして、合併の意義及び新市建設計画の趣旨などについて明らかにします。

本論では、新市建設にあたっての基本方針として、目ざす新市の都市機能や都市整備のあり方等、その目ざす新市を実現するための施策や主要事業、新市実現にあたっての財政計画、公共施設整備の方針、新市における福岡県事業などについて明らかにします。

結論では、序論及び本論を受けて、久留米広域合併の実現に向けての期待と決意を明らかにします。

(4) 計画の性格

新市建設計画は、計画策定の趣旨に対応し、次に掲げる性格を有するものとしします。

第1に、ハード面だけではなくソフト面を含んだ総合計画とします。新市の建設にあたっては、道路をはじめとする都市施設などのハード面の整備とともに、それらのハード施設を活用した施策・事業の実施が重要です。特に、これからの社会状況を展望したときに、環境、福祉、教育、市民活動などの暮らしの分野において住民ニーズがますます高まると思われますが、これらのニーズを満たすためには、施設整備も重要ですが、むしろ施設を利用して展開する事業、情報提供、人材育成などソフト面の整備がより重要になってきます。ハードはそれを利用する人があって始めて生きるものですから、ハード整備にあたっては利用者の視点、整備後の活用の視点を充分考慮することが重要です。そのため、新市建設計画は、ハード面とソフト面を含んだ総合計画とします。

第2に、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。新市建設にあたっては、その目的を達成するために多くの施設整備や行政サービスの提供が必要となりますが、一方、地方財政はますます厳しさを増しています。限られた財源を踏まえて、多種多様な施策の中から、有効性と効率性の視点の下に、的確な政策選択をすることが必要です。また、将来の行財政需要を見通し、受益と負担の原則を踏まえた政策決定が重要です。新市建設計画が、夢物語や画餅にならないようにするためにも、計画を実現するために最大限の努力をすることはもちろんですが、計画自体が合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすることが重要です。

第3に、新市の速やかな一体性を確立するための計画とします。新市の建設にあたっては、これまでの都市づくりの取り組みやその成果を大切にしながらも、将来的に一体となった新市を速やかに実現することこそが重要です。現在が過去にもとづくように、未来は現在にもとづきます。歴史は過去の記録であり、未来は歴史の創造です。新市の建設は、未来の地域づくりを定めるものですから、地域として一体となった新市を、新たな時代の幕開けとするための計画であることが重要です。

第4に、地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画とします。市町村合併とは、地方自治法に定める行政界の廃置分合ですが、単に1市4町の行政界を無くすことや、行政組織を一つにすることを目的とするものではなく、21世紀にふさわしい都市の実現を図るものです。それは、それぞれの市・町が培ってきた人材、文化、産業などの地域資源を有効的に連携・活用し、相乗効果をあげることによって、新しい発想に基づく新しい発展を旨とするものです。そして、その効果を県南地域全体に波及しようとするものです。

第3節 新市建設計画策定方針

新市建設計画の策定にあたっては、次に掲げる方針を基本に策定することとします。

(1) 合併効果が十分に発揮できる計画とします

久留米広域合併の取り組みは、1市4町に暮らす住民が、都市づくりを取り巻く歴史的な環境変化に対応して、21世紀にふさわしい都市づくりを旨として、あらたな都市のカタチを求めて踏み出すものです。各市・町の住民が、合併の取り組みを進めるにあたっては、あらたな都市のカタチに対する大いなる期待がある一方、積み重ねてきた過去の都市のカタチと訣別する不安があります。これまでの馴染んできた日々の暮らしが、過去のものとならないためにも、合併の効果を十分に発揮することにより、これらの負の効果をなくし、正の効果を高めることが必要です。久留米広域合併にあたって、正の効果を高めるためには、1市4町の地域特性を大切にしながら、それらの多様な地域魅力を一体とすることによる相乗効果や集積効果を発揮する方策に積極的に取り組む必要があります。また、負の効果をなくすためには、これまで1市4町の住民が営々として築いてきた都市づくりの成果を尊重するとともに、更に、これらの住民の合併に対す

る不安や懸念を払拭する方策に積極的に取り組む必要があります。新市建設計画の策定にあたっては、これらの考え方の下に、広域合併に対する住民の不安解消に努めるとともに、合併効果が十分に発揮できる計画とします。

(2) 総合性と戦略性を基調とした計画とします

新たな時代の都市づくりにあたっては、これまでの右肩上がりの経済成長を前提とした都市づくりから、限られた財源を効果的かつ効率的に活かした持続的な都市づくりへと転換する必要があります。また、社会状況の変化に対応して住民の価値観や生活活動が大きく変化する中で、住民ニーズの多様化・個別化が進むとともに、そのニーズ特性に応じた個別的対応を求められることが増加しつつあります。

久留米広域合併が目ざす21世紀の都市づくりにあたっては、これらの都市づくりにおける新たな要請に適切に対応するために、総合的な視点と共に、戦略的視点からの取り組みが必要です。総合性とは、広い範囲と長期的な視野の下に体系的に取り組むことであり、戦略性とは目標達成にあたって優先順位を判断し、効果的な手法を選択することです。その選択にあたっては、創意的な選択肢を対象に、将来において何が大切かを充分に見極めることが重要です。

また、総合性と戦略性の具体化にあたっては、久留米広域合併に取り組む1市4町の歴史と地域社会状況に根ざすことが必要です。新市建設計画の策定にあたっては、これらの考え方の下に、地域状況に適した総合性と戦略性を基調とした計画とします。

第4節 総合計画との関係

久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町は、地方自治法第2条第4項に規定する総合計画に基づき、各市・町の行政域を対象に都市づくりを進めていますが、1市4町が合併することにより、新たに一体化した都市づくりを進める必要があります。具体的には、総合計画に規定する各市・町の都市づくりを継承しながらも、それぞれの都市づくりの方向を見直し、新時代の新市にふさわしい都市像を定め、その実現に向かって政策を立案し、事業を展開する必要があります。

新市建設計画は、それらの新市づくりにあたっての基本的な方向を定めた計画です。新市建設計画は、新市の一体化と均衡ある発展を目的に、10年間にわたって取り組む施策を明らかにした実行計画であり、新市の行政域を対象とした、総合的かつ計画的な行政経営の基本となる総合計画の重要な一部となるものです。

第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係

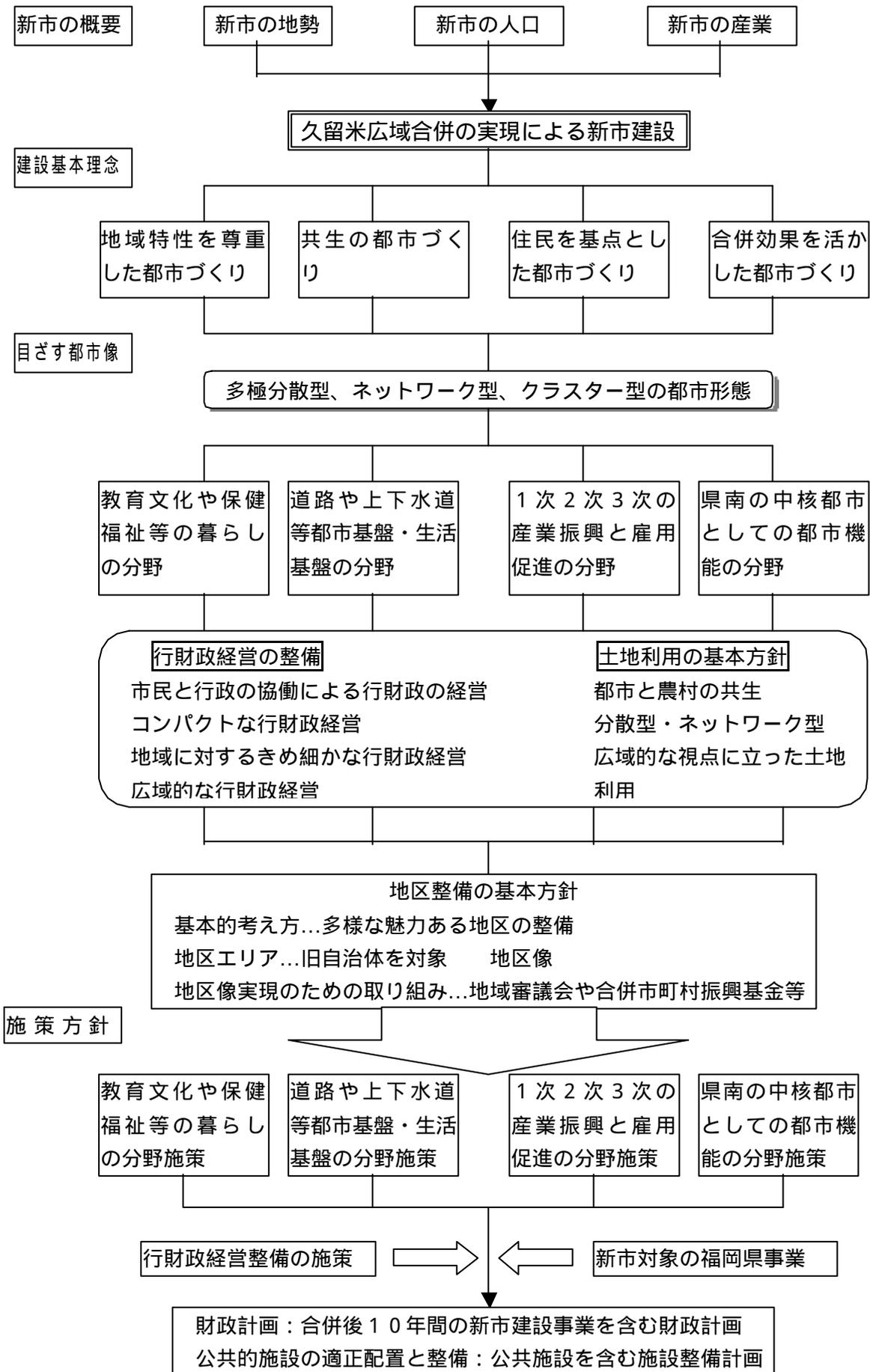
久留米広域合併協議会の新市建設計画は、久留米広域合併協議会の前史ともいえる久留米広域合併任意協議会(構成自治体：久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町)において策定された「久留米広域合併に関する新市まちづくり構想」を基本的に継承することとします。

その上で、本協議会が地方自治法及び市町村合併の特例に関する法律に定める合併協議会であることの意義と、本計画が合併特例法に定める市町村建設計画であることの意義を十分に踏まえて、その構成や計画の性格・目的等に応じて作成することとします。

本

論

本論の概要図（全体）



第1章 新市の概要

1市4町の久留米広域合併の実現による新市を、地勢、人口、産業の3つの面から見ると次のとおりです。

第1節 新市の地勢

新市は、東西32.15km南北16kmに及び東西に広がった地形で、南東部の耳納山系に属する山林を除いて平坦な平野部です。平野部は、筑紫平野の一部をなし、九州一の大河筑後川が貫流しています。また、新市の面積は229.84km²となり、福岡県で第3番目の行政区域を有する都市になります。

行政区域を旧自治体別と主な種類別に総覧すると次のとおりになります。

総面積及び主な種別面積の状況

(単位: km²)

	総面積 (H13.10.1)	耕地 (H13.8.1)	宅地 (H13.1.1)	森林 (H13.3.31)
久留米市	124.68	39.40	28.42	23.42
田主丸町	50.99	24.10	5.06	12.90
北野町	20.49	12.20	2.70	0.00
城島町	17.58	9.00	2.78	0.00
三潨町	16.10	9.89	2.83	0.09
新市	229.84	94.59	41.79	36.41

(出典: 総面積は国土交通省「全国都道府県市区町村別面積調」、耕地は農林水産省「耕地面積調査」、宅地は総務省「土地に関する概要調書」、森林は福岡県水産林務部「福岡県林業統計要覧」)

第2節 新市の人口

平成12年の国勢調査に基づくと、新市の総人口は、304,884人です。また、新市の世帯数は、107,612世帯で、1世帯あたりの人口は、2.8人となります。全国の1世帯あたりの平均人口は2.7人であり、全国平均より多くなっていますが、全国的な傾向である単身世帯の増加や核家族化は、新市でも進んでいくものと思われます。

新市の高齢化の状況は、65歳以上の高齢者が51,616人で、全人口に占める高齢者の割合は16.9%です。また年少者(15歳未満)は48,147人で、高齢者の人口より少なく、全人口に占める年少者の割合は、15.8%です。全国的にも、高齢者数と年少者数が逆転しており、高齢者の割合は17.4%です。それと比較すると低い割合となっていますが、全国的な人口動態である少子高齢化が進むと、将来的には高齢者の割合は高まるものと思われます。なお、全国的な高齢者人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成32(2020)年まで急速に増加し、その後はおおむね安定的に推移する一方、総人口が減少に転ずることから、高齢化率は

上昇を続け、27(2015)年には26.0%、62(2050)年には35.7%に達すると見込まれています。

年少者の人口状況ですが、現在の全国の年少者人口1800万人規模が、超低位の合計特殊出生率のまま推移するとすれば、平成26年には1500万人を割り込み、今世紀半ばには750万人まで減少すると予測されています。

新市建設にあたっては、これらの人口動態の推移を考慮しながら、必要となる施策を的確に実施していくことが求められています。

新市の人口及び世帯数の推移や年齢別人口の状況を旧自治体別に総覧すると次のとおりです。

人口及び世帯数の推移 (上段：人口、下段：世帯数、カッコ書きは人口伸び率)

	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年
久留米市	194,178(-)	216,972(1.12)	228,347(1.05)	236,543(1.04)
	50,270	65,029	75,123	88,777
田主丸町	23,106()	22,437(0.97)	22,230((0.99)	21,532((0.97)
	5,006	5,176	5,290	5,732
北野町	11,739(-)	13,384(1.14)	15,294(1.14)	17,404(1.14)
	2,492	3,140	3,810	4,855
城島町	14,057(-)	13,975(0.99)	14,063(1.01)	13,946(0.99)
	3,025	3,298	3,543	3,858
三潁町	12,123(-)	13,523(1.12)	14,731(1.09)	15,459(1.05)
	2,576	3,212	3,730	4,390
合計	255,203(-)	280,291(1.10)	294,665(1.05)	304,884(1.04)
	63,369	79,855	91,496	107,612

(出典：国勢調査)

年齢別人口(平成12年10月1日現在・年齢不詳者を除く)

	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
久留米市	37,450	15.8%	160,639	67.9%	37,883	16.0%
田主丸町	3,317	15.4%	13,247	61.5%	4,968	23.1%
北野町	2,824	16.2%	11,572	66.5%	3,008	17.3%
城島町	2,236	16.0%	8,868	63.6%	2,842	20.4%
三潁町	2,320	15.0%	10,224	66.1%	2,915	18.9%
合計	48,147	15.8%	204,550	67.1%	51,616	16.9%

(出典：H12年国勢調査)

第3節 新市の産業構造

新市の産業構造は、「平成11年度県民経済・市町村民経済計算報告書」及び「平成12年国勢調査」によると、第1次産業の総生産額は17,181百万円で、就業人口は10,306人です。第2次産業の総生産額は、164,646百万円で、就業人口は32,889人です。第3次産業の総生産額は、745,491百万円で、就業人口は101,362人です。

また、「2000年世界農林業センサス結果」による新市の農業粗生産額は、33,310百万円で、福岡県で1位、九州で2位となります。

新市の産業別就業人口及び産業の状況を旧自治体別に総覧すると、次のとおりです。

産業別就業人口(平成12年10月1日現在)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
久留米市	4,312	3.9%	23,585	21.3%	82,907	74.8%
田主丸町	3,360	30.9%	2,386	21.9%	5,134	47.2%
北野町	1,265	14.9%	2,019	23.8%	5,201	61.3%
城島町	563	8.3%	2,575	38.2%	3,614	53.5%
三潨町	806	10.6%	2,324	30.4%	4,506	59.0%
計	10,306	7.1%	32,889	22.8%	101,362	70.1%

(出典：H12年国勢調査)

産業の状況

(金額の単位：百万円)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潨町	計	福岡県計	割合
		農業	農家数	3,581	2,209	908	723	878	8,299
	うち専業農家	659	489	197	114	130	1,589	13,808	11.5%
	農業就業人口	5,349	3,785	1,635	1,038	1,198	13,005	110,607	11.8%
	農業粗生産額	13,720	8,650	5,300	2,350	3,290	33,310	238,800	13.9%
製造業	事業所数	463	31	19	81	47	641	8,638	7.4%
	うち300人以上	3	1	0	0	0	4	98	4.1%
	従業者数	11,507	982	353	1,134	621	14,597	252,420	5.8%
	製造品出荷額等	182,287	16,171	6,948	19,339	6,493	231,238	7,367,880	3.1%
卸・小売業	事業所数	4,204	269	122	175	139	4,909	76,217	6.4%
	うち50人以上	43	3	1	0	4	51	1,105	4.6%
	常用従業者数	29,218	1,436	736	552	1,616	33,558	541,281	6.2%
	年間販売額	974,373	24,111	17,871	9,427	27,578	1,053,360	26,648,470	4.0%

(出典：2000年世界農林業センサス結果及び平成11年福岡県の商工業)

主要農産物の状況

(単位：千万円)

	1		2		3		4		5	
久留米市	庭園樹苗木	276	米	190	生乳	147	いちご	89	レタス	64
田主丸町	庭園樹苗木	378	米	99	鉢もの類	87	ぶどう	68	かき	38
北野町	米	71	レタス	67	ほうれんそう	61	にら	49	パセリ	39
城島町	いちご	68	米	67	小麦	30	生乳	24	鶏卵	14
三漕町	鶏卵	96	米	77	いちご	49	小麦	23	生乳	22

(資料：平成12年生産農業所得)

第2章 新市建設の基本方針

新市の現状を十分に認識しながら、久留米広域合併にあたっては、21世紀にふさわしい都市づくりに取り組むことが求められています。そのため、久留米広域合併の意義を基本認識に据えて、新市建設の基本方針を次のとおり定めます。

第1節 新市建設の基本理念

新たな都市づくりを進めるにあたっては、目標となる都市像を明確にし、その目標実現に向かって的確な施策及び事業を実施することが必要です。

久留米広域合併が目ざす新市建設にあっても、新市が置かれている環境を十分に認識しながら、これからの時代にふさわしい都市像を定めることが必要です。また、目ざす都市像の設定にあたって、将来にわたる時代認識を踏まえた都市づくりの価値観を明確にしておくことが重要です。これからの時代に、都市にとって何が大切かを明確にし、具体的な都市像実現にあたっては、その時代認識や価値観を大切にしながら、施策化、事業化を図ることが求められています。

このような考えの下に、新市建設にあたって大切に作る都市づくりの価値観を、新市建設の基本理念と位置づけます。久留米広域合併が目ざす新市建設の基本理念に、次の4つを据え21世紀の都市づくりに取り組みます。

(1) 地域特性を尊重した都市づくり

これからの都市づくりにとって大切なのは、地域特性を尊重することです。地域特性は、地域が置かれている環境に対応し、地域に住む人々が暮らしを積み重ね、地域に働きかけてきた結果です。都市は、その時代時代にその姿を変えますが、それはそこに住む人々が、その地域の自然を活かしながら産業を興し、暮らしを積み重ねていく中から醸し出されるものです。これまでの都市づくりにより培われた地域特性は、都市のアイデンティティ(注1)であり地域住民の拠り所です。

久留米広域合併にあっても、地域特性を尊重した都市づくりを大切に作る都市づくりを進めます。地域の自然、地域の歴史・伝統、地域の産業や暮らしから織り成される地域特性は、地域の風土であり、地域住民の生命と暮らしの揺りかごです。筑後の歴史や自然を映しながら豊かに流れる筑後川や、人々の生命を支える緑など、私たちの地域にはかけがえのない自然があります。そして、その自然を大切にしながら農業を営み、

農産物を活かした地場産業を興し、地域産業へと発展してきました。その歴史の中から地域の文化が生まれ、伝統や暮らしのスタイルが形作られてきたのです。そしてここに、水の風景、緑の光景があるのです。私たちは、久留米広域の地域特性の素晴らしさを再認識するとともに、この地域特性を時代にふさわしいものとして捉えなおし、新市建設を進めます。

また、地域特性を尊重した広域合併により、これまで蓄積されてきた地域特性が一体となりながらも、多様な魅力ある地域特性を発揮できることとなり、相乗的な魅力創出を図ることができます。そのために、本地域の多様な魅力ある地域特性を大切にしながらも、それらの異なった地域魅力をネットワーク化することにより、相互の地域魅力が補完されるとともに、一体としての集積度を高めながら、さらに素晴らしい地域魅力を創出します。私たちは、21世紀の多様性が共存する都市にあって、自らが自らの美意識に基づいて魅力的な暮らしを選択できる新市建設を進めます。

(2) 共生の都市づくり

これからの都市づくりにあたって大切なのは、共生を基盤とした都市づくりです。お互いが、それぞれの違いを認め合いながら、お互いを必要とする、積極的で開放的な関係が共生です。これまでの経済成長を主とした社会づくりから、持続的な社会づくりへと転換するために、自然と都市、人と人、人と自然、そして地域と地域の共生を基盤とした都市づくりが求められています。

久留米広域合併にあたって、自然の豊かさと高次の都市サービス機能に象徴される、自然と都市が共生した都市づくりを進めます。地域の住民が、お互いが異なりながらも、お互いを必要とし、理解しようとする積極的な人間関係を求める共生の暮らしづくりを進めます。地域の文化や歴史が会う中で、新たな地域の文化や歴史が創造される共生の歴史・文化づくりを進めます。また、地域と地域がそれぞれの個性を活かしあいながら、相乗的で一体的な都市魅力が生まれる共生の都市づくりを進めます。

(3) 住民を基点とした都市づくり

これからの都市づくりにあたって大切なのは、住民を基点とした都市づくりです。都市づくりという営みは、誰がという主体と、何をという客体から成り立ちますが、その両面において住民を基点に据えた都市づくりが求められています。

まず都市づくりの主体は、地域住民であることを明確に認識することが大切です。かつて都市づくりは、国・県・市町村が専門的に担ってきました。しかしながら、都市づくりとは本来都市自治であり、住民自治です。住民の、住民による、住民のための都市づくりが本来的なあり方であり、お任せ型の都市づくり、住民から遊離した都市づくりは、都市への愛着を失わせ、都市機能を稀薄なものにします。都市づくりにあたって官主導から民自律へ、住民主体の都市づくりへと転換が求められています。

次に都市づくりの客体においても、住民の視点を出発点とすることが大切です。経済の成熟化や都市社会の実現は、住民が都市に求めるものを多様にし高度にしました。住民が都市に何を求めているのか、そして住民が都市づくりの成果に満足しているのか問

うことが、住民を基点とした都市づくりの出発点です。また都市づくりにあたって、かつての生産や消費等の一面的な捉え方から、住民の暮らしという総合的な視点からの取り組みが求められています。まさに従来のタテ割り型から、地域の暮らしを舞台とした縦系と横系が組み合わせられた総合的な型へと転換することが必要です。

久留米広域合併にあっても、地域住民を基点に、住民の暮らしを起点とした都市づくりを進めます。特に、これからの分権型社会において重要となる住民自治の充実にあつては、地域社会をベースとした地域自治、暮らしの様々な分野をベースにした機能的自治など、住民の自主的な意欲と主体的な取り組みを活かす都市づくりを進めます。また、久留米広域の地に愛着を持って暮らす人々に、都市づくりの視点を据えた取り組みを進めます。

(4) 合併効果を活かした都市づくり

これからの都市づくりに大切なのは、都市が自ら、新たな環境変化に対応して進める自立的都市づくりです。そのためには、環境変化をすばやく把握するとともに将来を展望し、その変化に的確に対応する仕組みと機能が安定的に確立されていることが必要です。そして、その環境変化に自律的・安定的に対応する都市機能を支えるのが行財政基盤の確立であり、合併とは、その行財政能力の強化を旨とするものです。合併とは、新たな時代に対応した都市づくりを志向する取り組みであり、合併効果を活かした都市づくりとは、新たな時代にふさわしい都市の自立を旨とするものです。

久留米広域合併にあつては、21世紀の分権型社会の実現を展望し、合併効果を活かした都市として中核市の実現を図ります。中核市制度は、地方自治法に定められた都市制度であり、できる限り住民に身近なところで自立的な都市づくりを行えるようにするために、権限と財源の充実を図ったものです。中核市は、分権型社会において、全国の都市自治体の先駆者として、自己の責任と自覚に基づき、自立した都市として市民に期待される都市づくりに取り組むものです。久留米広域合併にあつては、合併効果に基づき中核市へ移行し、県南地域のリーダーとして地域発展に取り組む、自立した都市づくりを進めます。

注1 アイデンティティ：自分らしさ。人格における同一性。同一性。

第2節 新市の目ざす都市像

新市には、これからの時代潮流や社会環境の変化を展望し、これまで取り組んできた都市づくりの成果を活かし、新市の豊かなポテンシャルを活性化し、地域の発展と住民福祉の向上を果たす都市づくりが求められています。

特に、これからの都市づくりにあつては、一極集中型の都市から多極分散型、ネットワーク型の都市づくりが求められています。かつて都市形態は、東京への一極集中に象徴されるように、その生産的効率性の視点から一極に都市機能を集中していました。また、それぞれの都市の内部において、全般的な都市機能分野において中心となる地域と、

住を中心とする郊外地域による二分的な都市形態が中心でした。しかしながら、これからの持続的な社会にあっては、資源制約や環境負荷の減少、住民自治の充実、新たな社会ニーズへの対応など、新たな都市課題への対応は、多極分散型、ネットワーク型の都市形態へとその転換を求めています。

また、地域の多様な特性を活かした都市魅力の形成が求められています。そのためには、各地域に特有の機能や個性を確立しながら、一体となって機能充実を図るクラスター型（注1）都市形態や、異なった機能の補完を図るネットワーク型へと転換することが必要です。

新市が目ざす都市像については、1市4町の総合計画に掲げる都市像の基本的考え方を受け継ぎながらも、これらの新たな都市形態を基本に据えます。そして、これまでの行政区域や行政サービスとは異なった、新たな行政区域を対象とした新市として、一体的な都市づくりや均衡ある発展を図ることを目的に設定します。そのため、新市の都市づくりの基本理念のもとに、「暮らし」、「都市基盤・生活基盤」、「産業・雇用」、「中核都市機能」の4分野にわたり、目ざす都市機能の整備・実現に取り組むこととします。

（1）教育文化や保健福祉等の暮らしの分野

新市は、市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしが営まれる都市を目指します。

新市は、四季折々に素晴らしい風景と恵みを与えてくれる豊かな自然と、教育、医療、専門サービスなど高次の都市サービス機能が備わった都市です。また、各種の文化財や伝統行事に見られるように古くから拓けた、歴史と地域文化に富んだ地域でもあります。更に、近くに九州一の大都市圏である福岡都市圏や、長い歴史を有するとともにこれからの発展が期待されるアジアがあります。

この都市と自然が融合した、ゆとりとやすらぎのある地域社会を活かしながら、市民一人ひとりが、それぞれの価値観に基づき多様な暮らしを選択し、自己実現を図ることができる都市づくりを目指し、生涯教育・学習の支援・充実を図ります。

また、市民一人ひとりがお互いの違いや個性を認め合いながら、それぞれの人権を尊重する人権意識を基盤に、その持てる能力と意欲が十分に発揮され、生き生きとした暮らしが展開される都市を目指し、人権教育の充実や市民活動の活性化を図ります。

更には、様々な困難や暮らしの不安を支えるとともに、より豊かな暮らしを実現する意欲と活動にチャレンジできる都市を目指し、保健福祉などの充実を図ります。

そして、これらの真に豊かな暮らしが営まれる都市の基盤となる地域社会の充実を目指し、コミュニティ活動の活性化を促進します。

（2）道路や上下水道等の都市基盤・生活基盤の分野

新市は、豊かな暮らしを実感できる身近な生活空間・都市空間が整備された美しい都市を目指します。

新市は、これまで取り組んできた都市づくりの成果である多くの蓄積された地域資源とともに、これからの時代に活用できるポテンシャル（注2）を有する都市です。また、

地域のシンボルである山河を背景として、それらの豊かな自然や歴史を都市景観に活かす取り組みを進めてきた都市でもあります。これらの培ってきた地域資源を、新たな時代の価値観から捉えなおし、都市の新たな魅力として活かすことが、新市に新たな歴史・文化や魅力あふれる美しい都市景観を創出することにつながります。これまでの都市づくりの歴史を継承しながら、更に、未来に向かって都市づくりを一つひとつ積み重ねていく、蓄積する都市づくりを旨とします。そのために、将来に引き継ぐに値する質の高い基盤整備を図り、地域の歴史や伝統を未来に継承する都市を旨とします。

またこれからの成熟化した時代にあつて、都市社会のリズムや光景とは異なった、豊かな緑や水などの自然のやすらぎやリズム、光景が、都市生活を過ごす人々の疲れを癒し、この地域に暮らす人々に潤いとゆとりをもたらします。多様な暮らしが選択される時代にあつて、この地域らしい魅力ある都市づくりを進めるには、都市基盤・生活基盤の整備にあつて、自然を大切にすることを基本指針とします。都市の中の自然から自然の中の都市へと、先ず自然を基本に据えた都市づくりを進め、これからの都市と自然が融合した、この地域らしい美しい都市の実現を旨とします。

更に、市民生活の基盤となるのは安全であり、安心して暮らせることです。自然は豊かな恵みの源ですが、場合によると多くの被害をもたらす脅威ともなります。また日常生活の便利さが、一方で災害を引き起こす恐れもあります。それらの脅威や不安・恐れを防止し、被害を救済することは、地域での安心な暮らしに欠かす事ができない基盤です。また、自然に多大な環境負荷を与えずに、快適な暮らしを営むことができるようにしなければなりません。そのため、誰もが安全で快適と感じる都市を旨とします。

(3) 1次2次3次の産業振興と雇用促進の分野

新市は、多様な働き方を選択できる雇用環境を創出・確保し、持続的な社会の基礎となる産業振興を旨とします。

新市は、温暖な気候と平坦な大地、豊かな水などの自然を活かしながら、古くから農業に取り組むとともに、野菜や果樹、花卉・植木など幅広い農業に先駆的に取り組んできました。現在では、福岡県一、九州二の農業粗生産額を誇る、国内でも有数の農業先進地域です。経済の発展とともに、産業の中心は農林水産業から、工業へ、工業から商業・サービス業へと移行していきましたが、現在新たな視点から農業が見直されています。かつての大量生産・大量消費・大量廃棄の拡大生産の時代から、資源・エネルギーの制約とかけがえのない地球環境の悪化に対応した持続的な社会の形成が求められている時代へと転換する中で、太陽と水と大地による農業は、本来的な生産形態としての自然と共存する産業であり、自然環境の維持・保全、そして更には再生に大きな役割を果たしている産業でもあります。

また、農業により、自然の動植物の営みに触れ、自然のリズムに身を浸すことで、都会の繁忙な生活の中で失われがちな人間らしさ、豊かな暮らしの時間を取り戻すことができます。更には、これまで積み重ねてきた農業の暮らしが育んだ農村風景は、自然と調和した美しい風景であり、日本の原風景ともいえるものです。新市では、これらの多

様な機能を有し、地域特性である農(農業や緑)を核とした産業振興を進めます。

一方では、科学の進展や産業技術の高度化により、高齢者の増加や省資源など社会環境の変化に対応した新産業の創出が進んでいます。新市は、これからの時代のニーズを展望し、地域資源の新たな活用策や、新たな科学技術の導入により、情報通信産業やバイオ産業等の戦略的産業をはじめとする新産業の創出を進め、活力ある産業、創造的な産業が展開される都市を目指します。

更に、新市は九州高速自動車道や、JR九州鹿児島本線や久大本線、西鉄電車大牟田天神線や甘木線などの公共鉄道網など交通の要衝に位置しています。また、古くから県南地域の中心地としての役割を果たし、多くの人々が買い物に訪れる地域でもあります。これらの地域性を活かしながら、人々が集まり、集まりの中から情報や賑わい、楽しみが生まれる都市を目指します。

また、地域の風景を目にし、地域の文化を楽しみながら、地域の素材を活かした料理を味わう。地域の人々と語り合いながら、地域の伝統を感じ、地域の特産品を手にする。地域特性である農業や自然、歴史・伝統など、地域そのものを活かした癒し・潤い・温もりをテーマに、福岡都市圏や熊本都市圏等との交流を促進します。

(4) 県南の中核都市としての都市機能の分野

新市が位置する県南地域は、約90万人の圏域規模を有しますが、更に周囲の地域を含めると、圏域規模が150万人に及ぶ圏域です。自然の景観に恵まれ、豊かな田園が広がり、これからの時代にふさわしい魅力を秘めた地域です。また、新市は、高速縦横断自動車道路のクロスポイントに位置するなど交通の要衝であるとともに、学術研究機関や医療機関等が充実した高次都市機能を有しています。この魅力ある県南地域のリーダーとして、地域の発展に中核的な役割を果たす都市を目指します。

また、合併後の新市は、人口30万人を超える都市になります。現在、地方分権改革が取り組まれています。我が国の地方自治制度にあって、人口30万人を超え、市域が100平方キロ以上の都市は、その都市機能・都市形態を踏まえ、「中核市」として位置づけられています。中核市は、分権型社会にあって、先進的な都市づくりを進めるモデル的な都市として創設されたものであり、これからの分権型社会を担う都市制度として充実を図ることとされています。現在、全国に35の中核市がありますが、それぞれに21世紀の都市創造に向け、取り組みを進めています。新市は、これからの時代にふさわしい魅力を有する県南地域のリーダーとして中核市を目指します。

そのため第1に、新市と周囲の自治体や都市圏との交通アクセス環境の充実を図るために、広域幹線道路ネットワークの整備や、これからの交通体系に重要な役割・機能を果たす公共交通網の充実促進を図るなど総合交通体系の整備を進めます。

第2に、県南地域のリーダーにふさわしい高次都市機能の整備に取り組むとともに、地域資源を活かした先進的なモデル都市として、医療福祉都市、情報化都市などの構築を進めます。

注1 クラスター：ぶどう等の房、同種類の人やものの集まり。

注2 ポテンシャル：潜在能力、可能性。

第3節 新市の行財政経営の整備

新市は、21世紀にふさわしい都市として、その目ざす都市像を設定しましたが、その実現を図るにあたっては、新市建設の基本理念に基づいた行財政の経営が必要であり、新市が目ざす都市像にふさわしい都市形態が必要です。

新市が目ざす都市像にふさわしい都市形態として多極分散型、ネットワーク型、クラスター型を掲げましたが、その都市像実現に対応した行財政経営にあたっては、2つの視点が重要です。

第1に広域的な視点です。新市としての行財政運営にあたって、一つの行政体として効果的・効率的な行財政運営がなされるかということです。

第2に地域的な視点です。新市としての行財政運営にあたって、一つの行政体を構成している「域内地域」を活かした行財政運営がなされるかということです。

また、新市の目ざす都市像を実現するにあたって、行財政経営のあり方を次に掲げる視点で整備することとします。

(1) 市民と行政の協働による行財政の経営

都市づくりにおいて、公共サービスのあり方や公共サービスの提供主体のあり方について、問い直されています。分権型社会において、自己決定・自己責任の原則の下に、都市づくりを進めていくにあたって、都市に住む人が、単に都市サービスを受ける受身の立場に立つのではなく、都市サービスの提供に積極的にかかわり、担っていく創り手の立場に立つことが求められています。これこそが住民自治であり、公共サービスにおける市民が果たす役割です。そしてそのことを基本に据え、地域経営に果たす行政の機能・役割を定める必要があります。

新市の目ざす都市像の実現にあたっては、これまでの行政主導の地域経営ではなく、新時代の地域経営の基本理念であるパートナーシップに基づいた、市民と行政の協働による行財政の経営を進めます。

(2) コンパクトな地域経営

都市づくりにあたって、公と個の適正な役割分担の下に、限られた地域資源を効果的かつ効率的に活用し、地域課題を解決することが求められています。特にこれからの厳しい地方財政状況下においては、都市づくりの方向を見定め、地域の事情に即応した様々な政策選択肢の中から優先順位を判断し、タイミングよく実施するなどの計画的な行財政経営が重要です。

また、行財政経営にあたって、民間経営の視点を活用しながら、公共サービスを効果的・効率的に提供する手法としてニューパブリックマネジメント（NPM）（注1）が提唱されるとともに、その具体的な実施環境の整備が図られています。実施施策や事業の個別的な内容等を考慮しながら、これらの新たな行政経営手法の活用に取り組むこと

も重要です。

更に、地方自治制度の変革、各種の行政分野における基本法の改正や制定など行政を取り巻く環境が大きく変化する時代に直面しています。これらの環境変化に柔軟かつ機動的に対応するためには、職員の政策立案能力などの行政能力の向上と、柔軟な組織体制の整備が重要です。

新市の目ざす都市像の実現にあたっては、民間活力の活用や新たな行政手法の積極的な導入に取り組み、組織の生産性向上によるコンパクトな行財政経営を進めます。

(3) 地域に対するきめ細かな行財政経営

これからの多極分散型・ネットワーク型の都市づくりを実現するにおいては、地域住民へきめ細かな行政サービスを提供できる行財政経営が求められています。特に、合併をするにあたって、地域住民の一極集中型の行政経営に対する懸念を払拭し、更に積極的に合併効果を高めるために、地域や地域住民のニーズの実態を十分に把握しながら、それらのニーズに応える行財政経営が必要です。

新市の目ざす都市像実現にあたっては、経済性を踏まえながらも、情報・通信技術を活用しながら、ネットワーク型行政システムの整備に取り組みます。

(4) 広域的な行財政経営

都市づくりにあたって、住民や事業者の活動の広域化に対応することが必要です。また、様々な社会経済状況が、一つの地域一つの国で完結できなくなっており、多くの地域多くの国々との関係の中で成り立ち、変化する時代にあっては、広域的な視点からの都市づくりを進める必要があります。

新市の目ざす都市像の実現にあたっては、中核市へ移行し自律的な行政経営に努めるとともに、広域的なニーズや周囲の自治体の期待に的確に応えながら、広域的な視点にたった行財政経営を進めます。

注1 ニューパブリックマネジメント：公共部門の効率化や透明性向上のために導入される民間経営的な新しい行政管理手法。

第4節 土地利用の基本方針

新市の土地利用にあたっては、公共の福祉を基本に、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と、新市の均衡ある発展を旨とし、土地利用の基本方針を定めることが求められています。

また、地方分権の進展により、土地利用に関する計画や規制の権限を地方へ移譲する方向が打ち出され、地方が責任をもって整序ある土地利用を進めることが期待されています。これらの期待に応えながら地域の将来を展望して土地利用方針を定める必要があります。

新市建設にあたっての土地利用の基本方針としては、新市建設の基本理念などを踏まえ、これまでの各市・町の土地利用に関する計画を受け継ぎながら、今後、新市の具体的な施策や事業展開の推移を踏まえて、新市の土地利用に関する総合的な計画を定める

こととします。

また、新市の土地利用計画策定にあたっては、第1に都市と農村の共生を図る土地利用とします。また、新市の素晴らしい田園風景など地域景観を保持する取り組みを進めるとともに、機能的でコンパクトな市街地の整備を進める土地利用とします。

第2に分散型、ネットワーク型の都市形態の土地利用とします。そのために、スプロール化などの無秩序な土地利用を防止しながらも、地域の実情・機能を踏まえた住民の主体的な地域づくりに配慮した土地利用を図ることとします。

第3に、広域幹線道路網や公共鉄道などの総合的交通体系を踏まえ、周囲の都市圏や自治体との交流を進める、広域的な視点に立った土地利用とします。